

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	2頁

お 知 ら せ

平成19年1月26日付け三重県公報第1849号にて、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則 第1号）及び公立学校職員の給与および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則 第2号）が次のように公布されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成十九年一月二十六日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則 第一号
三重県教育委員会規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように

改正する。

第十一条を次のように改める。

（夜間定時制等手当）

第十一条 夜間定時制等手当は、夜間に授業を行う高等学校に勤務する職員及び県立学校の寄宿舎に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後十時後翌日の午前五時前の間において行われる業務に従事した場合に支給する。ただし、条例第二条第二項に定める教育職員には支給しない。

2 前項の手当の額は、一回につき四百五十円とする。

第十五条第二項中「月額九千二百円」を「一日につき四百五十円」に改め、同条第三項を削る。

第十八条第二項ただし書を削り、同条第三項中「月額五千円」を「一日につき二百円」に改め、同条第四項を削る。

別記様式甲

「 日数、夜数
時間数又は
枚数 」 を 「 日数、夜数、
回数、時間
数又は枚数 」 に

「日数、夜数、時間数又は枚数計」を「日数、夜数、回数、時間数又は枚数の計」に、

「注1 この実績簿は、月額以外の額で定められている特殊勤務について作成する。」を

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

「注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年一月二十六日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第四号）の一部を次の

ように改正する。

第十一条第一項を削り、同条第二項中「月額、時間額等月額以外の額で支給する特殊勤務手当（以下「月額以外の特殊勤務手当」といふ。）」を「特殊勤務手当」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削る。

第十三条の二第一項中「月額以外の」を削り、「第十一条第二項」を「第十一条」に改め、同条第二項中「月額以外の」を削り、同条第三項中「第十一条第二項」を「第十一条」に改め、「月額以外の」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。